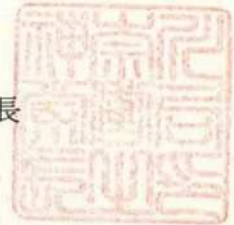




神労発基 0722 第1号の2  
令和8年7月22日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会  
会長 殿

神奈川労働局長



事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の  
放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。さて、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者等の放射線障害防止対策につきましては、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）等に基づき、その適切な実施についてかねてより指導してきたところです。

今般、厚生労働省において、環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和7年環境省令第9号）及び関係告示が定められたことを踏まえ、下記のとおり、処分ガイドラインの改正等が行われました。

つきましては、改正内容に御留意の上、貴支部会員に対し周知いただくとともに、管内における除染等業務等における放射線障害防止対策の一層の推進を図られるようお願い申し上げます。

記

掲載 web サイト

厚生労働省サイト内「除染等業務に係る放射線障害防止対策について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>



- (1) 事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成25年4月12日付け基発0412第2号。最終改正：令和8年7月6日付け基発0706第3号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001719361.pdf>



(2) 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 6 号。最終改正：令和 8 年 7 月 6 日付け基発 0706 第 3 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001719363.pdf>



(3) 特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成 24 年 6 月 15 日付け基発 0615 第 6 号。最終改正：令和 8 年 7 月 6 日付け基発 0706 第 3 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001719362.pdf>

